

## 本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十三号）（共助社会づくり課）

### 一 趣旨

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

### 二 内容

- (一) 「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。
- (二) 認定特定非営利活動法人の海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出義務を廃止する。
- (三) 文言及び項ずれの整理を行う。

### 三 施行期日

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日から施行する。